

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成27年7月7日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都文化協会

(2) 代表者名

田辺 幸次

(3) 主たる事務所の所在地

京都市下京区高辻通室町西入繁昌町290番地 元京都市立成徳中学校3階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、デジタル技術と京都の伝統工芸の技を用いて貴重な文化財及び伝統文化等を保存し、京文化をより活性化させるための文化交流を行い、以て京都の文化振興と伝統文化の発展に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成27年6月18日

(文化市民局地域自治推進室)